

訪問看護および介護予防訪問看護

# 重要事項説明書

〒047-0021

小樽市入船3丁目7番21号

ケア・オフィス 優 (看護課)

TEL: 0134-64-5221

FAX: 0134-64-5861

令和7年1月1日より

## 訪問看護及び介護予防訪問看護重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

#### (1) 訪問看護事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケア・オフィス 優 (看護課)
所在地	〒047-0021 小樽市入船3丁目7番21号
介護保険事業者番号	訪問看護 (0162090153)
代表者 連絡先	株式会社ケア・オフィス優 二丹田 早稲子 TEL: 0134-22-3951
管理者 連絡先	二丹田 早稲子 TEL: 0134-64-5221 Fax: 0134-64-5861
サービス提供地域	小樽市(忍路・桃内・蘭島・塩谷・オタモイ・ 新光・新光町・朝里・朝里川温泉・張碓・春香・ 桂岡・見晴・銭函・星野を除く)区域

#### (2) 事業所の職員体制

職種		人数	業務内容
管理者	看護師	1名	管理業務 訪問看護
職員	看護職員	2.5名以上	訪問看護

#### (3) 営業時間

月曜日から金曜日 午前8時40分から午後5時15分まで  
上記以外の訪問は、要相談となります。

\*休業日は、土・日曜日、祝祭日、8月15日

年末年始 12月30日より1月3日までとなります。

\*緊急時においてはその限りではありません。

## 2. 当法人の概要

名称・法人種別	株式会社ケア・オフィス優 代表取締役 二丹田 早稲子
所在地 電話番号	〒047-0021 小樽市入船3丁目7番21号 (0134) 22-3951
業務の概要	介護保険法に基づく居宅サービス事業 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業 指定訪問看護事業 障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業 介護保険法に基づく老人居宅生活支援事業
事業所数	株式会社 ケア・オフィス優 ケア・オフィス 優 (看護課) ケア・オフィス 優 (介護看護課)

## 3. 当事業所の理念

ご利用者様が快適に暮らすことを応援し、お手伝いいたします。  
私たちは、サービスをご利用していただくご利用者様、ご家族様のお気持ちを第一と考えております。そのお気持ちを大切に守っていくために、私たちの知識・技術・経験をお役立てください。皆様が安心かつ快適に暮らすことを目標に、ともに進んでいきたいと考えております。

## 4. 当事業所の運営方針

- ①ご利用者様の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。
- ②ご利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または、要介護状態となることの予防に資するよう、サービスの目標を設定し、看護計画に基づいてサービスを提供いたします。
- ③提供するサービスの質の評価を行い、つねにその改善を図るよう努力するとともに、看護技術の進歩に対応して適切な医療技術を持ってサービスの提供に努めます。
- ④サービスの提供にあたっては、看護計画書に基づき、ご利用者様の機能低下予防及び機能維持回復を図るよう、適切に実施いたします。

- ⑤ご利用者様の被保険者証に、認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。懇切丁寧にサービスを提供し、ご利用者様またはご家族様に対し、サービスの提供方法についてわかりやすく説明いたします。看護師等はサービス提供の際、常に身分証明証を携行し、初回訪問時およびご利用者様やご家族様から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示いたします。
- ⑥サービスの提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。(指示書発行は医療保険の適用です。指示内容により、1ヶ月から6ヶ月の有効期間が設けられております。その方により自己負担が生じますので、ご了承ください。)
- ⑦当事業所は主治医に対し、毎月、看護計画書及び看護報告書を提出いたします。
- ⑧看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- ⑨看護師等は、介護保険上ご利用者様の心身の機能維持回復にむけて療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんので、ご了承ください。
- ⑩看護師等に対する贈り物や飲食等のおもてなしはご遠慮させていただきます。

## 5. 訪問看護の業務

- ① バイタルサインチェック
- ② 疾病の早期発見・早期対処
- ③ 疾患別症状観察・全身状態観察
- ④ 栄養状態・脱水状態の観察
- ⑤ 食事介助および指導
- ⑥ 服薬管理
- ⑦ 日常生活動作の確認
- ⑧ 保清援助および指導
- ⑨ 排泄介助
- ⑩ 創処置、インシュリン施行などの医療処置および指導
- ⑪ サクション、在宅酸素、人工呼吸器などの医療器具管理および指導
- ⑫ 筋力トレーニング・転倒に対する指導
- ⑬ 機能訓練および指導
- ⑭ 嚥下に対する指導および援助
- ⑮ 心理活性、ひきこもり予防
- ⑯ ご利用者様及びご家族様の精神援助
- ⑰ 医療・介護・福祉業務に対する相談および助言・地域との連携

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問看護および介護予防訪問看護計画書作成のための話し合いと内容の確認を行い、重要事項を説明し契約を締結した後、サービス提供の開始をいたします。

\* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前迄にお申し出下さい。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前迄に文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

\* ご利用者様が、介護保険施設に入所した場合

\* ご利用者様が、要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合

\* ご利用者様が、お亡くなりになった場合

#### ④ その他

\* 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者様は即座にサービスを終了する事ができます。

\* 以下の場合において、当事業所は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- ご利用者様が、サービス利用料金を 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内にお支払いいただけない場合
- ご利用者様やご家族様などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為(暴言・暴力・ハラスメント行為)を行った場合
- ペットを飼われている方が、ペットをケージへ入れる、リードにつなぐ等、適切なサービス提供の協力を得られない場合

- \* 道路事情や他の利用者様に急な訪問を必要とする方がおられる場合は、予定訪問時間の変更をお願いする場合がございます。
- \* 事業所の都合により、当日訪問スタッフの変更や時間変更および振り替えをお願いする場合がございます。

## 7. 利用料金

### (1) 利用料

看護 師	サービス提供時間	20分未満	30分未満	30分～1時間	1時間～ 1時間30分
	介護	314単位/回	471単位/回	823単位/回	1,128単位/回
	介護予防	303単位/回	451単位/回	794単位/回	1,090単位/回
*緊急時訪問看護加算		*特別管理加算		初回加算	
600単位/月		(I)	500単位/月	退院日に訪問	350単位/月
		(II)	250単位/月	退院日の翌日以降に訪問	300単位/月
複数名訪問看護加算					
看護師等	30分未満	254単位/回	看護補助者	30分未満	201単位/回
看護師等	30分以上	402単位/回	看護補助者	30分以上	317単位/回
*サービス提供体制強化加算(II)		退院時共同指導加算		長時間訪問看護加算 (一部の方が対象)	
3単位/1回につき		600単位		300単位/月	
*ターミナルケア加算			看護・介護医療連携強化加算		
2,500単位			250単位/月		

上記単位数に単価（10円）を掛けます。

※准看護師については、90/100で算定します。

※早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）は、上記金額に25%。

深夜（22時～翌6時）は、50%を加算します。

緊急時訪問については、2度目の緊急訪問から対象となります。

#### <各加算>

##### ①緊急訪問看護加算について

利用者様またはご家族様からの電話等により看護に関する意見を求められた際に常時対応できる体制を整えております。

加入の場合の対応は、通常所定単位にて対応いたします。

##### ②特別管理加算について

(I) 末期癌の方、気管切開をしている方、気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態の方など

(Ⅱ) 透析の方、在宅酸素使用の方、中心静脈栄養の方、経管栄養の方  
自己導尿の方、人工肛門および人工膀胱の方、真皮を越える褥瘡  
の方、点滴注射を週3日以上行う必要がある方など

### ③ 初回加算

新規または過去2ヶ月間(歴月)に訪問看護を受けていない方で、かつ新たに訪看護計画書を作成した場合に算定します。

### ④ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

以下に該当する事業所として、当加算を算定します。

- i) サービス従事者の資質向上のため、具体的な研修の目標等計画を策定し実施すること
- ii) 利用者に関する情報、サービス提供における留意事項の伝達、看護師の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること
- iii) 当事業所看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者が30%以上であること

### ⑤ ターミナル加算について

死亡日および死亡前14日以内に2日以上訪問させて頂いた場合、加算させていただきます。(厚生労働大臣が定める疾患は1日)

### ⑥ 複数名訪問加算

下記項目などにより、同時に複数の看護師による訪問が必要で、ご利用者様やご家族様に同意を得ている場合に加算されます。

- ・ご利用者様の身体的理由にて1人での訪問看護が困難であるもの
- ・暴力行為、迷惑行為、器物破損行為が認められる場合
- ・上記に準ずる状況と判断した場合

看護補助者は、看護師等の指導の下、療養生活上の世話(入浴、排泄等)、居室内の環境整備、看護用品等の整理整頓等、看護業務補助を行います。

### ⑦ 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中または入所中の方が、退院又は退所するに当たり、主治医やその他の職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合算定させていただきます。

※※印の緊急時訪問看護加算および特別管理加算、サービス提供体制強化加算及びターミナルケア加算は支給区分限度基準額対象外となります。

※訪問看護および介護予防訪問看護サービスが、介護保険の適用を受け  
る場合、原則として利用料のうち介護保険負担割合証に記載の負担割合  
に応じた額をお支払いいただきます。

※提供を受ける訪問看護および介護予防訪問看護サービスが介護保険の適用  
を受けない部分については、利用料全額もしくは法定外自己負担分をお  
支払いいただきます。

i) 法定外自己負担

介護保険の定める時間（90分）を越えるサービスの延長

30分毎	看護師	1,200円
	准看護師	1,000円

※但し、特別管理加算対象者は除く。（注1）

ii) 提供実施地域の交通費・キャンセル料

いずれも無料です。

キャンセルの場合は速やかにお申し出ください。

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、サービス提供の翌月に請求をします。3ヶ月以内にお支払い願います。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払方法は、現金または銀行振込でお願いいたします。

8. 秘密保持

① ご利用者様又はそのご家族様に対し、当事業所の定める個人情報保護法に関する基本方針にのっとり業務上知り得た秘密については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

② ご利用者様又はそのご家族様の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意したご利用者様及びそのご家族様の個人情報を用いることができますものとして。

（別紙、個人情報使用同意書の取り交わしを行うこととします）

9. 緊急時の対応方法

ご利用者様の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従い、また緊急連絡先に連絡をします。

主治医	名 称	
	氏 名	
	所在地	
	連絡先	電話番号
ご家族	氏 名	
	住 所	
	連絡先	電話番号

## 10. 事故時の対応等

- ①看護師等の、サービス提供に際してご利用様のけがや体調の急変があった場合には、医師やご家族様への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- ②事故原因を究明後、改善会議を開催し、再発防止に努めます。
- ③改善項目および対策に関してご利用様やご家族様へ説明を行います。
- ④前項の事故状況および事故に際しての経緯は記録に残した後2年間保持し、ご利用様の求めに応じて閲覧に供します。
- ⑤看護師等の、サービス提供にあたってご利用様の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

## 11. 相談窓口、苦情対応

- \* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

### 相談苦情窓口

ケア・オフィス 優（看護課） 担当：二丹田 早稲子

電話番号 0134-64-5221

受付時間（月～金曜日） 午前8時40分～ 午後5時15分

- \* 公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

### 小樽市介護保険課

住 所 小樽市花園2丁目12番1号

電話番号 0134-32-4111

### 国民健康保険団体連合会

住 所 札幌市中央区南2条西14丁目

電話番号 011-231-5161

- ①苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応いたします。
- ②苦情内容に関しては、内容調査を行った後、改善会議を開催し、再発防止に努めます。
- ③改善項目および対策に関して苦情申し出者や相談者に対して説明を行います。
- ④経緯は記録に残した後2年間これを保存し、ご利用様の求めに応じて閲覧に供します。
- ⑤事業者は、ご利用様が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。